

土木工事特記仕様書（令和6年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（工事成績評定の選択制）

- 第3条** 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書I-12-①-1～I-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があつた場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあつて、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。

- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第5条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以下「試行要領」という。)」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温 30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高 WBGT25℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】)

第8条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事(発注者指定型)」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

(情報共有システム活用工事【発注者指定型】)

第9条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事(発注者指定型)」の対象工事である。

- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(CCUS活用推奨モデル工事)

第10条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

(担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】)

第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事实施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で月単位の週休2日に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事实施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

(本工事の特記仕様事項)

第12条 本工事における特記仕様事項は、次項以降のとおりとする。

第1章 工事概要

1. 工事目的

本工事は、阿南市富岡町佃町に設置済のアンダーパス排水ポンプ設備（ポンプ、発動発電機等）の更新を行うものである。

2. 準拠基準等

排水ポンプ設備の施工にあたっては設計図書による他、次の基準等によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 徳島県土木工事共通仕様書 | |
| ② 機械設備工事共通仕様書 | 国土交通省 |
| ③ 機械工事施工管理基準（案） | 国土交通省 |
| ④ 機械工事塗装要領（案）・同解説 | 国土交通省 |
| ⑤ 機械工事共通仕様書(案) | 国土交通省 |
| ⑥ 機械設備工事積算基準 | 国土交通省 |
| ⑦ 河川管理施設等構造令 | 国土交通省 |
| ⑧ 道路管理施設等設計指針（案） | 日本建設機械化協会 |
| ⑨ 道路管理施設等設計要領（案） | 日本建設機械化協会 |
| ⑩ 水門鉄管技術基準 | 水門鉄管協会 |
| ⑪ 日本工業規格(JIS) | 日本規格協会 |
| ⑫ 日本電機工業会標準規格(JEM) | 日本電機工業会 |
| ⑬ 日本電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) | 電気規格調査会 |
| ⑭ 内線規程(JEAC8001-2022) | 日本電気協会 |
| ⑮ 四国電力社内規定 | 四国電力 |
| ⑯ 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説 | 河川ポンプ施設協会 |
| ⑰ その他関連法規等 | |

第2章 機器仕様等

第1節 水中ポンプ

1. 使用目的

本機は、流入水を排水するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
形式	脱着式水中ポンプ	
口径	φ 250mm	
吐出量	6.0m ³ /min (1台あたり)	
全揚程・出力	12.7m・22kw (1台あたり)	
保護装置	サーマルプロテクタ (MTP)	
保護装置	浸水検知器	
数量	2台	
塗装		
一次プライマー	有機ジンクリッチプライマー	15 μ m
第1層目 (下塗)	エポキシ樹脂塗装	100 μ m
第2層目 (中塗)	エポキシ樹脂塗装	40 μ m
第3層目 (上塗)	エポキシ樹脂塗装	40 μ m

※ 上記仕様と同等又は同等以上の製品とする

3. 付属品(1台につき)

水中ポンプ1台につき、以下の付属品を具備するものとする。

- ・ポンプ本体吊り金具
- ・吊上げ鎖(SUS304)
- ・ガイドホルダ
- ・コネクション
- ・ガイドパイプ(SUS304)
- ・キソボルト・ナット

4. 予備品(1台につき)

施設機械工事等共通仕様書による。

5. 修繕内容

水中ポンプ設備は総更新を行う。

第2節 配管・弁類

配管・弁類について記す。

○主配管工

設置目的：ポンプで揚水させた水を排水槽へ排水させる事を目的として設置する。

構造仕様：

項目	仕様	備考
ダクタイル鋳鉄管	250A×4000L、両フランジ付、DD塗装	2本
ダクタイル鋳鉄管	250A×1500L程度、両フランジ付、DD塗装	2本
配管用炭素鋼鋼管	250A×90°、両フランジ付、内外面P-1塗装	2本

○弁類

設置目的：排水の逆流を防止すること等を目的として設置する。

構造仕様：

項目	仕様	備考
外ねじ式仕切弁	250A 10Kフランジ、粉体塗装	2個
スイング逆止弁	250A 10Kフランジ、粉体塗装	2個

第3節 発動発電機

1. 使用目的

本機は、水中ポンプの非常時の動力源として、電気を供給するための設備である。

2. 発電機仕様

項目	仕様	備考
型式	屋内型	40秒起動 長時間型
仕様	150KVA自動始動パッケージ 発電装置	
機関		
出力／回転数	174kW/1800min-1	
始動方式	電気始動方式	
冷却方式	ラジエター方式	
燃料タンク	75L搭載（軽油）	
交流発電機		
出力	150kVA	
電圧／相数	220V／3φ3W	
周波数／回転数	60Hz/1800min-1	
極数／力率	4極80%	
励磁方式	ブラシレス	
自動始動発電機盤	搭載式	
直流電源盤装置	搭載式	
標準騒音タイプ・消音器	騒音値約105db	
電源切替装置	搭載式	
塗装	標準塗装	

※ 上記仕様と同等又は同等以上の製品とする

3. 付属品

自家発電装置1台に対して、下記付属品を具備するものとする。

- 取扱説明書(発電機／発動機) 1冊

4. その他

- 建屋天井が低いため基礎は無し。
- スラブ厚が薄いためあと施工アンカーはショートタイプを使用の事。

第4節 電気設備系統(ポンプ制御盤)

1. 一般事項

- 1) 電気設備に関する一般仕様は、(JIS、JEC、JEM等)電気設備標準機器仕様書に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等(JIS、JEC、JEM等)電気設備標準機器仕様書に対する特記、追加事項はこの仕様書によるものとする。
- 2) 各盤の予備品・付属品は、適宜具備するものとする。

2. 使用目的

本機は、佃町道路排水設備運転制御のための操作盤類である。

3. 仕様

- 1) 基礎ボルトは、所定の耐震性を有するものとする。

・ポンプ制御盤

項目	仕様	備考
型式	屋内鋼板製自立型	
概略寸法	700W2350H×700D程度	
塗装仕様	焼付塗装 マンセル5Y7/1(半艶)	
電源	3φ3W・1φ3W	
始動方式	スターデルタ始動	ポンプ2台
面数	1面	

※盤面取付機器等については、設計図面による。

・ポンプ補機盤

項目	仕様	備考
型式	屋内鋼板製自立型	
概略寸法	700W2350H×700D程度	

4. その他

- 1) 既存通報装置及び冠水センサーとの取り合いがあるため、注意する事。

第5節 その他指示事項

- 1) 水中ポンプは、所定の水位になれば自動運転開始し、運転可能水位の下限に達した場合に自動で運転停止できるものとする。

- 2) 発電機については、一般停電のみでは起動せず、停電かつポンプ運転水位時のみ起動し、復電時は水位に関係なく自動にて商用に切替て停止させる。